

地域包括支援センターはぐろ

重要事項説明書

当事業所は契約者に対し、介護保険法に基づく「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」を提供します。事業所の概要や提供する介護予防支援の具体的内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 羽黒百寿会
種 別	社会福祉法人
代表者職・氏名	理事長 齋藤 敬

2. 事業所の概要

事業所の所在地 及び名称	〒997-0141 鶴岡市羽黒町荒川字前田元89 地域包括支援センターはぐろ		
電 話 番 号	0235-64-8281 080-5842-1109(緊急時)	FAX	0235-64-8283
営 業 日	月曜日～金曜日 ただし、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く		
営 業 時 間	8:30～17:15(緊急時は電話にて対応いたします)		
指定介護予防支援 事業所番号	0600700074		

3. 事業の目的と運営の方針

事 業 目 的	介護保険法に基づく介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供します。
運 営 の 方 針	利用者の意欲・能力を引き出し、自立した生活を支援します。

4. 通常の事業の実施地域

実 施 地 域	羽黒地域
---------	------

5. 介護予防支援の具体的内容

項 目	内 容
要介護・要支援認定の申請代行	要介護・要支援認定を受けるための申請書を市役所へ提出します。
介護予防給付によるサービス又は介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス計画の立案	利用者や家族の方の同意を得ながら、一緒に介護予防給付によるサービス又は介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス計画を作成します。 利用者は複数の事業所の紹介を求めることができます。 利用者はサービス計画に位置づけるサービスの選択や当該事業所をサービス計画に位置づけた理由を求めることができます。 サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とします。 家族の方は利用者が病院等へ入院する場合は、当事業所の連絡先と担当者を当該病院へお知らせください。
情 報 提 供	介護予防サービス事業所や介護保険以外のサービス等の情報をお知らせします。
連 絡 調 整	ご利用になるサービス機関との連絡調整を行います。

6. 業務の委託

利用者の希望等により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。また、委託した後に委託先を変更したり、委託を終了して当事業所が直接業務を行うこともできます。

7. 利用料

原則として介護保険から全額が支払われますので、利用者の自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険から直接当事業所に支払われない場合は、次に定める額を負担していただきます。この場合、費用等を記載した「介護予防支援・介護予防マネジメント証明書」をお渡しします。

◎介護予防支援・介護予防マネジメントに要する費用

◇介護予防支援 … 4,420円

◇原則的な介護予防マネジメント（ケアマネジメントA） … 4,420円

◇簡略化した介護予防マネジメント（ケアマネジメントB） … 2,150円

◇初回のみ介護予防マネジメント（ケアマネジメントC） … 4,420円

◇加算料金

※加算料金は、次に該当する場合に算定されます。

○初回加算…3,000円

新規に介護予防サービス計画を作成し、介護予防給付又は介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを提供した場合。

○委託連携加算…3,000円

利用者の希望等により、指定居宅介護支援事業所に委託する場合、利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護事業所に提供し、介護サービス計画の作成等に協力した場合。ただし、委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度とする。

8. 緊急時の対応

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供中に、利用者の容態が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡する等、必要な措置を行います。

9. 個人情報の保護

正当な理由がない限り、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのサービス提供にあたって知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしません。また、当事業所の従業員が退職した後も、在職中に知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

なお、サービス担当者会議等における個人情報の取扱いについては、契約者及び家族の同意を得た上で用いることとします。

10. 苦情申立先

(1) 苦情受付

地域包括支援センターはぐろ 管理者: 今井 直美
利用時間 8時30分～17時15分 ご利用方法 面接又は電話
電話番号 0235-64-8281

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鶴岡市長寿介護課	所在地: 鶴岡市馬場町 9 番 25 号 電話番号: 0235-25-2111 (代表)
山形県国民健康保険団体連合会	所在地: 寒河江市大字寒河江字久保 6 番地 電話番号: 0237-87-8000 (代表)
山形県社会福祉協議会 山形県福祉サービス運営適正化委員会	所在地: 山形市小白川町 2 丁目 3 番 31 号 電話番号: 023-626-1755

11. 人権擁護

当事業所は、利用者の人権擁護等のため、次の措置を講じます。

- ① 介護予防サービス計画の作成など適切な支援を実施します。
- ② 職員が利用者等の権利擁護に取り組む環境整備に努めます。
- ③ 苦情解決体制を整備します。
- ④ 研修等を通じて、人権擁護等に係る職員の意識や知識等の向上に努めます。

12. 身体拘束等の適正化のための措置

- (1) 職員は、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 虐待防止のための措置

- (1) 職員は、利用者に対して虐待をしません。
- (2) 事業者は、利用者の虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果の職員への周知を徹底します。
 - ② 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。

- ③ 前2号に掲げる措置を適正に実施するための担当者を配置します。
- (3) 前項の措置の実施にあたり必要な事項は、別に定めます。

14. 衛生管理等

- (1) 事業所は、職員の清潔の保持、健康状態の管理、事業所の環境整備等、衛生管理に努めます。
- (2) 事業所は、感染症や食中毒等の発生、まん延防止のために、次の措置を講じます。
- ① 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、その結果の職員への周知を徹底します。
 - ② 感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的実施します。

15. ハラスメント対策

- (1) 事業所は、適正なサービスの提供を確保する観点から、事業所内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者又はその家族による職員への身体的暴力、精神的暴力やセクシャルハラスメントがあった場合、事業所が利用者へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があることについて利用者及びその家族に説明するとともに、対応方針の整備等、必要な措置を講じます。

16. 業務継続計画(BCP)

- (1) 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため等の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画の周知を徹底するとともに、必要な研修や訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更します。

私は、本書面により、下記説明者から介護予防支援・介護予防マネジメントに係る重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 鶴岡市羽黒町
(ご本人)

氏 名 _____

署名代行人 住 所 鶴岡市羽黒町
(ご家族等)

氏 名 _____ (続 柄)

【説明者】

地域包括支援センターはぐろ 氏 名 _____